

1 男女共同参画社会[※]とは

「男女共同参画社会基本法[※]」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 国、大阪府の動向

(1) 国の動向

我が国においては、平成11（1999）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成22（2010）年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。令和2（2020）年5月には、女性の視点から地域での災害対応力の強化を図ることを目的に、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインが作成されています。

平成24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が策定されました。

平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして令和元（2019）年、女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等をめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

男女間の暴力に関しては、平成25（2013）年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{*}（以下「DV防止法」という。）」が相次いで改正されました。「改正ストーカー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26（2014）年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV^{*}の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2（2020）年4月に施行されました。

また、リベンジポルノ^{*}が若年層を中心に社会問題化しており、平成26（2014）年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が成立しました。

さらに、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ^{*}問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題に対する施策が展開されてきましたが、令和元（2019）年に、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本の順位は153か国中121位（前は149か国中110位）と、世界的にみても低い水準となっており、男女共同参画のより一層の推進が求められています。

こうした中、令和2（2020）年12月25日に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、昭和56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が、昭和61（1986）年に「21世紀をめざす大阪府女性プラン（第2期行動計画）」が、平成3（1991）年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画―女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成9（1997）年には、「北京行動綱領」等を踏まえて、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定されました。

平成10（1998）年には、「大阪府附属機関条例」に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14（2002）年4月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、平成13（2001）年7月には、すべての人が個人として尊重され、性別にとられることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざした「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定されるとともに、平成14（2002）年4月には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成23（2011）年には、市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定されました。

そして、平成28（2016）年には、女性の活躍を推進する国の動向や今日的課題、大阪府男女共同参画審議会答申などを踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2016―2020）」が策定されました。

また、平成29（2017）年3月には、性的マイノリティ*の人権問題について、府民意識の啓発や府職員に対する研修等に関する取り組みの方針をまとめた「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を策定しました。さらに、令和元（2019）年10月には、性的指向*及び性自認*の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができるとともに、大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくし、当事者が抱える課題の解決に向けて、性の多様性に関する理解を深める施策に取り組んでいます。

3 改定の目的

本市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28（2016）年に、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」（計画期間：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）を策定しました。計画の目標である「誰もが生き生きと活躍できる共同参画社会へ」をめざし、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において自己決定し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な生き方で活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画が十分ではなく、家事は女性が担っていることが多い状況です。

また、女性の就業率*は増加しており、女性が仕事をするということについて肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランス*の実現も課題として残されています。

さらに、性的マイノリティについての理解は広がりつつあるものの、差別や偏見などの問題が依然として存在することから、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくし、当事者が抱える課題の解決に向けて、性の多様性に関する理解を深めることが必要です。

新型コロナウイルス感染拡大により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワーク*の導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。しかし一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。また、DV被害者の中には、コロナ禍の中で相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

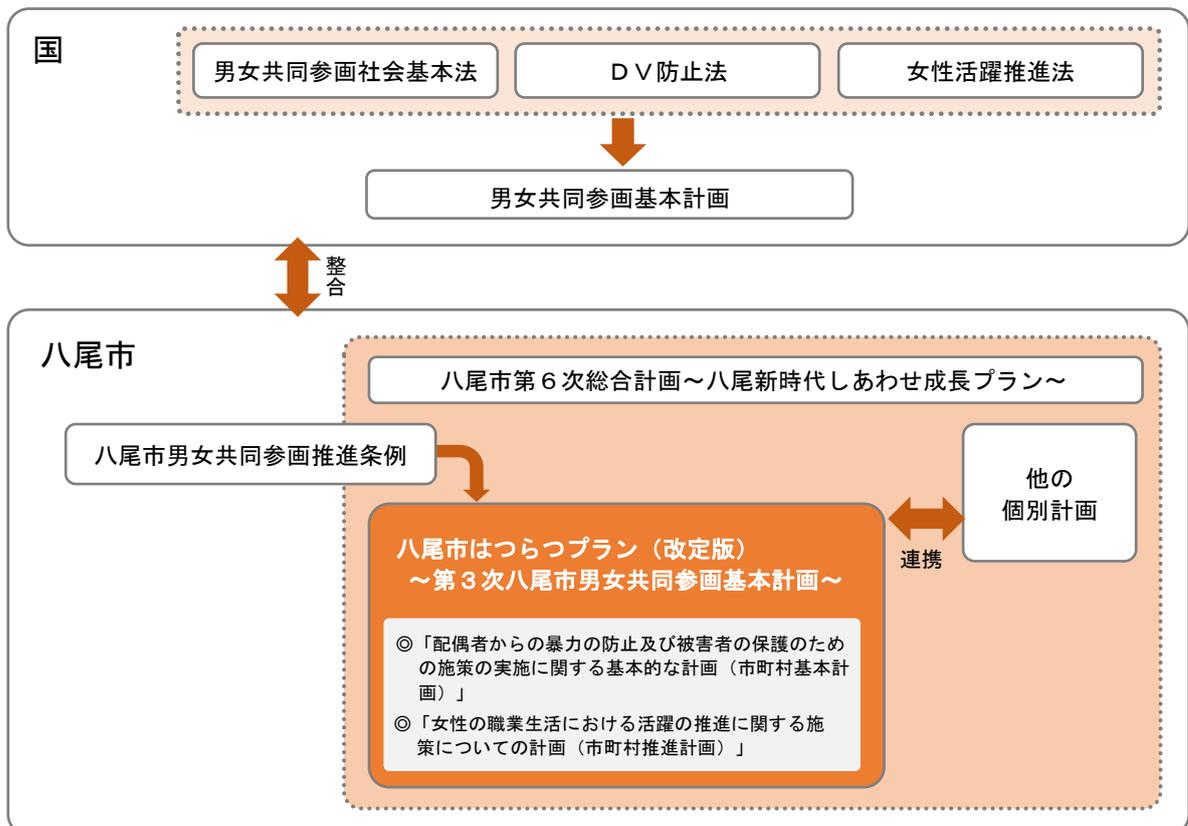
こうした課題を踏まえ、今後本市では、社会における多様な価値観の尊重、男女共同参画のさらなる推進が求められます。そのため、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・働く場といったあらゆる場において課題を解決するとともに、深刻化するDVやあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取り組みの充実が必要です。加えて、ワーク・ライフ・バランスの推進等、男女共同参画の推進については、市がモデルとなり、率先して進めていくことが必要です。

このたび、平成 28（2016）年に策定した「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」について、これまでの社会経済情勢や国・府の動向を踏まえ、誰もが性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き活きと活躍できる男女共同参画社会の早期実現に向け、より一層の取り組みを推進するため、中間見直しを行いました。

4 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「八尾市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を継続、発展させる計画です。
- (3) 「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (4) 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」の内容を含む計画です。
- (5) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」の内容を含む計画です。

計画の位置づけ



5 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度
八尾市はつらつプラン（改定版）～第3次八尾市男女共同参画基本計画～				